

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日(金)  
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 19名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫	3 大 澤 穰 兒		
5 岡 林 興 通	6 近 本 静 信		8 長 野 健 二	
9 越 智 幹 男	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆	
13 越 智 要		15 森 京 典	16 新 居 田 守	
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	20 藤 本 博	
	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文		

欠席委員数 4名

4 戸 田 修 司	7 本 宮 勇	14 桑 田 誠	21 野 間 義 郎	
-----------	---------	----------	------------	--

4. 議事に関与する職員

局 長	織 田 浩 史
次 長	渡 辺 修 三
次 長	二 宮 一 成
主 査	江 頭 好 治

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

議案第20号

農用地利用集積計画関係（受付番号1～18）

議案第21号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～16）

議案第22号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～14）

議案第23号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

議案第24号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～12）

報告第14号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～13）

報告第15号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～6）

報告第16号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1）

報告第17号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

（受付番号1～10）

## 6. 議事録

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和4年度 第4回総会」を始めさせていただきたいと存じます。  
本日は、委員23名中19名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。  
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。

議長 それでは、ただ今から「令和4年度 第4回総会」を開会いたします。  
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。  
まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。  
今回は、議事録署名委員に5番（岡林委員）、18番（吉井委員）、両委員を私から指名させていただきます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。  
議案第20号 農用地利用集積計画関係 について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。  
議案第20号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。これは、今治市長から令和4年6月13日付で一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。  
[一括方式 1～18]  
今治市全体の計画が、新規18件、面積は19,220㎡でございます。第2小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。  
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。  
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員 （異議なし）

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、  
議案第21号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。  
議案第21号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は石井町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は472㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、そ

の後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は石井町にある農地3筆で、登記地目は田、面積は合計1,675㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は石井町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,021㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は町谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は790㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は新谷にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計2,699㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は玉川町畑寺にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は254㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は大西町山之内にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計7,663㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号8] 申請地は宮窪町友浦にある農地11筆で、登記地目は畑、面積は合計7,270㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号9] 申請地は宮窪町宮窪にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計3,393㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号10] 申請地は伯方町木浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は333㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号11] 申請地は伯方町木浦にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計8,834㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 12] 申請地は上浦町瀬戸、甘崎にある農地 16 筆で、登記地目は畑、面積は合計 8,717 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 13] 申請地は大三島町肥海にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,725 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 14] 申請地は大三島町肥海にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,804 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 15] 申請地は大三島町肥海にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 694 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 16] 申請地は大三島町口総にある農地 15 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,284 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 2 ページから 4 ページまでの合計は、16 件、75 筆、面積 54,628 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
全 員 (意見、質問なし)  
議 長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議 長 続きまして、  
議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。  
議案第 22 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1、2] 受付番号 1 及び受付番号 2 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。  
譲受人は〇〇才の農業者、申請地は、受付番号 1 1 筆、受付番号 2 2 筆 合計 3 筆で、地目は受付番号 1、受付番号 2 とともに田、面積は合計 2,970 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転及び使用貸借権の設定を受けるものであります。

- [受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は520㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計1,281㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者兼大工、申請地は1筆で、地目は田、面積は520㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は845㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者兼団体職員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は40㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計1,512㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 9] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は558㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,103㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 11] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計3,373㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 12] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は210㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 13] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は、合計617㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 14] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は3筆で、地目は畑、面積は合計2,532㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
 議員 (意見、質問なし)  
 議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
 議員 (異議なし)  
 議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、  
 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
 議案第23号は農地法第4条の規定による許可申請、第24号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
 議案書7ページをお開きください。

[議案第23号 申請人は農業兼会社員1名、申請地は富田地区喜田村1丁目の3筆で、地目は畑、面積は合計489㎡でございます。  
 受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われ  
 事業計画につきましては、申請人は、市内で建設業を営む法人から不足している資材置場を確保したいとの要望を受け、自己所有地である申請地を利用して露天資材置場として整備し、法人に貸し付けようとするものでございます。  
 申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 申請人は農業兼会社員1名、申請地は富田地区喜田村8丁目の1筆で、地目は田、面積は124㎡でございます。  
 この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われ  
 事業計画につきましては、申請人は、市道から自宅敷地への進入口が狭く、自家用車での出入りに支障をきたしているため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の1ページをご覧ください。

続いて、議案書8ページをお開きください。

[議案第24号  
受付番号1,  
2]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

受付番号1の譲受人、及び受付番号2の譲渡人は同一で会社員1名、受付番号2の譲受人は会社員2名、受付番号2の申請地は乃万地区宅間の1筆で、地目は畑、面積は242㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。受付番号1につきましては、当時の譲受人が農家住宅を建築する目的で、平成15年1月31日付愛媛県指令農政(地5)第45号で転用許可を受けたものの、その後、父親の介護及び死去に伴い転用事業の実施が困難になったため、この度、許可の取消しを申し出るものでございます。

受付番号2の事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、実家と耕作地に近い、受付番号1で許可の取消しを行う申請地の一部を譲り受け、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は建設業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区国分4丁目の6筆で、地目は畑、面積は合計916㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市国分支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、既存の資材置場が手狭で不便なため、既存の資材置場と一体的に利用できる利便の良い申請地を譲り受け、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は地縁団体、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は朝倉地区朝倉北の1筆で、地目は田、面積は478㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が集会所の建築であり、地域において居住する者の日常生活上必要な施設であり、かつ、集落に接続して設置されること、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在利用している地区集会所の老朽化が著しく、早急な建て替えが必要なため、既存の集会所から近く、土砂災害等の発生の危険性が少ない場所にある申請地を譲り受け、集会所を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和5年2月28日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

[受付番号5]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区山口の1筆で、地目は畑、面積は171㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性について



も、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、将来の両親の介護に備え、実家に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号6] 譲受人は太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は会社員2名、無職の者2名、申請地は吉海地区仁江、福田、名の4筆で、地目は田及び畑、面積は合計1499㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和5年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は吉海地区田浦の1筆で、地目は畑、面積は36㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した自己用住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在県外にて借家住まいですが、出身地である吉海町に帰郷するに当たり、実家敷地内の石垣やブロック塀を補修工事するため、住宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8] 譲受人は農業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は宮窪地区宮窪の2筆で、地目は畑、面積は合計46.97㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市宮窪港から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、柑橘栽培を営んでいますが、自宅敷地内にある農業用倉庫では手狭で不便なため、この度、自宅に近接する場所にある農業用倉庫と隣接する申請地を譲り受け、農作業に使用する軽トラック等の露天駐車場として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年6月15日で、許可日から令和4年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。違反内容につきましては、違反転用報告書の2ページをご覧ください。

- [受付番号 9] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は自営業者 1 名、申請地は伯方地区叶浦の 1 筆で、地目は畑、面積は 695 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸店舗を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は、運送業を営む法人から、現在の店舗用地を土地所有者に返却することに伴い、既存店舗に近接し、交通の便が良い申請地を新たな店舗用地として賃借したいとの申し出があったため、父親から申請地を使用貸借し、貸店舗を建築し法人に貸し付けようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 6 月 15 日で、許可日から令和 4 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 10] 譲受人は農業者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は上浦地区井口の 1 筆で、地目は畑、面積は 35 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は、1 週間のうち半分程度を上浦町の実家に泊り柑橘栽培を営んでいますが、実家の周囲にある老朽化した石積擁壁の維持管理のため、住宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 6 月 15 日で、許可日から令和 4 年 9 月 10 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 11] 譲受人は公務員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は大三島地区宮浦の 1 筆で、地目は畑、面積は 69 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した自己用住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は、年々増加した家財道具等の収納スペースが不足しているため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、物置を設置するために自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日は令和 4 年 6 月 14 日、農業委員会の受付日は令和 4 年 6 月 15 日で、許可日から令和 4 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 12] 譲受人は会社役員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は大三島地区野々江の 1 筆で、地目は畑、面積は 81 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した自己用住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在、市外に居住していますが、会社を退職した後、大三島町に移住するに当たり、居宅となる宅地と隣接する申請地を併せて譲り受け、物干し場や風呂場等を整備するために、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございま  
す。  
申請年月日は令和 4 年 6 月 14 日、農業委員会の受付日は令和 4 年 6 月 15 日で、許可日から令和 4 年 9 月 30 日までに事業を完了する

予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。違反内容につきましては、違反転用報告書の3ページをご覧ください。

事務局

続きまして、手元にお配りしている許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議全  
議全  
議全  
議全

長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第24号 受付番号4、5については、第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議 長

続きまして、

報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第17号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案書 9 ページから 11 ページの報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 13 件の届出があり、取得事由は、全件、相続でありました。

議案書 12 ページの報告第 15 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 6 件の届出があり、合計面積は 9,610.92 m<sup>2</sup>でありました。

第 15 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 14 号から第 15 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 13 ページの報告第 16 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知についてでございます。

[報告第 16 号

受付番号 1] 令和 4 年 6 月 15 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

続きまして、議案書 14 ページの報告第 17 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書についての通知でございます。

[報告第 17 号 農地所有適格法人報告書につきましては、各法人の要件を確認した結果、報告書のとおり、すべて適当となっており、今回報告させて受付番号 1

いただいているすべての法人が農地所有適格法人の要件を満たしておりますことをご報告いたします。

～10] 以上で説明を終わります。

議  
全  
員  
長

説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

(意見なし)

報告事項でありますので、ご了承願います。

議  
長

それでは、本日本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全  
員

(意見なし)

議  
長

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。